## 第106号議案

島根県立大学短期大学部の入学検定料及び入学料に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、島根県立大学短期大学部(以下「大学」という。)の入学 検定料及び入学料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学検定料及び入学料の納付)

- 第2条 大学の入学検定を受けようとする者は入学検定料を、大学に入学しよう とする者は入学料を納付しなければならない。
- 2 前項の入学検定料及び入学料の額は、別表のとおりとする。

(入学検定料及び入学料の納付時期)

第3条 入学検定料は入学願書を提出するときに、入学料は知事が定める期間内 に納付しなければならない。

(入学検定料及び入学料の減免)

第4条 被災、行方不明、死亡等やむを得ない事情があると認められる場合は、 知事が別に定めるところにより、入学検定料及び入学料を減免することができる。

(入学検定料及び入学料の不還付)

第5条 既に納付した入学検定料及び入学料は、還付しない。ただし、前条の規 定により入学検定料及び入学料の減免を受けた場合は、この限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、入学検定料及び入学料に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(失効)

2 この条例は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に

おいて第2条第1項の規定に基づき納付し、又は納付すべきであった入学検定 料及び入学料については、なお従前の例による。

## 別表(第2条関係)

区分		一般学生	科目等履修生	特別聴講学生	研究生
入学検定料		18,000円	9,800円	9,800円	9,800円
入学料	県内者	112,800円	11,300円	11,300円	33,800円
	県外者	169,200円	16,900円	16,900円	50,700円

- 備考 「県内者」とは次のいずれかに該当する者をいい、「県外者」とは県内 者以外の者をいう。
  - ア 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する 者
  - イ 入学する日の1年以上前から引き続いて島根県の区域内に住所を有する 配偶者又は2親等内の親族を有する者
  - ウ ア又はイに掲げる者に準ずると知事が認めた者